

川崎市こども誰でも通園制度（仮称）の試行的事業 に関するオンライン説明会

川崎市こども未来局
令和6年3月29日（金）

本日のオンライン説明会に関するお願い

- 画面オフ & ミュートに設定してください。



← この状態に設定してください。

- ご質問等については、募集要項にご案内のとおり、LOGOフォームでご質問ください。

本日のオンライン説明会の流れ

- ①国の「こども誰でも通園制度（仮称）」について
- ②本市実施要綱の概要説明
- ③事務の流れ
- ④モデルケースについて
- ⑤募集・今後のスケジュールについて

こども未来戦略

～次元の異なる少子化対策の実現のための「こども未来戦略」の策定に向けて～（抄）

令和5年12月22日 閣議決定

Ⅲ 「加速化プラン」 ～今後3年間の集中的な取組～

Ⅲ-1. 「加速化プラン」において実施する具体的な施策

2. 全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充

(3) 全ての子育て家庭を対象とした保育の拡充～「こども誰でも通園制度（仮称）」の創設～

- 0～2歳児の約6割を占める未就園児を含め、子育て家庭の多くが「孤立した育児」の中で不安や悩みを抱えており、支援の強化を求める意見がある。全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、**現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付（「こども誰でも通園制度（仮称）」）を創設する。**
- 具体的には、**2025年度に子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業として制度化し、実施自治体の増加を図った上で、2026年度から子ども・子育て支援法に基づく新たな給付として全国の自治体において「こども誰でも通園制度（仮称）」を実施できるよう、所要の法案を次期通常国会に提出する。**
- 2025年度からの制度化に向けて、**2023年度から本格実施を見据えた試行的事業の開始を可能とすることとし、2024年度も含めた試行的事業の実施状況を踏まえつつ、制度実施の在り方について検討を深める。**
- 病児保育の安定的な運営を図る観点から、病児保育に係る保育士等の職務の特殊性等を踏まえた基本分単価の引上げ等を、2024年度から行う。

全ての子育て家庭を対象とした保育の拡充 ～「こども誰でも通園制度（仮称）」の創設～

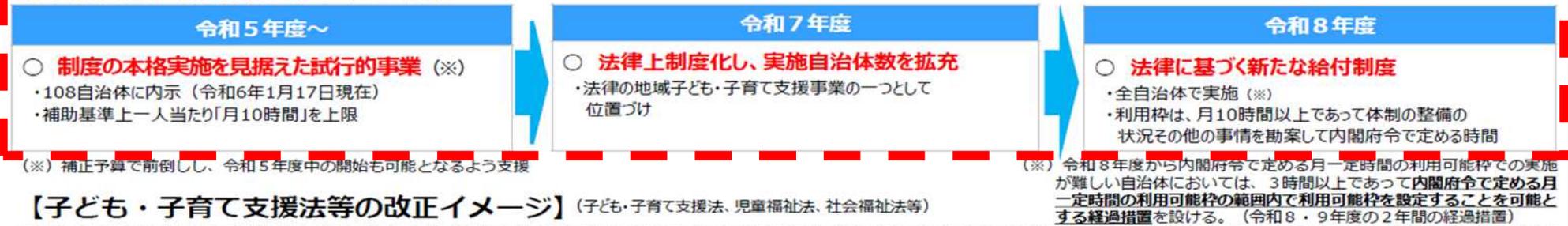
検討の方向性

- 現行の幼児教育・保育給付とは別に、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付（「こども誰でも通園制度」）を創設する。
- **2025年度に子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業として制度化し、2026年度から子ども・子育て支援法に基づく新たな給付として全国の自治体においてこども誰でも通園制度を実施できるよう、所要の法案を今国会に提出。**

制度の意義

- **こどもが家庭とは異なる経験や家族以外の人と関わる機会**
- **ものや人への興味が広がる**とともに、**成長発達に資する豊かな経験をもたらす**
- 保育者からこどもの良いところや成長等を伝えられることで、**こどもと保護者の関係性にも良い効果**
- 孤立感や不安感を抱える**保護者の負担感の軽減**
- 育児方法の模範を見ることにより、**親としての成長につながる**
- 保育者にとっては、その**専門性をより地域に広く発揮できる**
- 給付制度とすることで**制度利用のアクセスが向上**
- **利用状況を自治体が把握でき支援が必要な家庭の把握などにつながる**

【本格実施に向けたスケジュール】



【子ども・子育て支援法等の改正イメージ】（子ども・子育て支援法、児童福祉法、社会福祉法等）

- 現行の「子どものための教育・保育給付」とは別に、**新たに「乳児等のための支援給付」を創設**する。
 - **利用対象者は、満3歳未満で保育所等に通っていないこども**（※）とし、**月一定時間までの利用可能枠の中で利用が可能**。
- （※）0歳6か月までは制度として伴走型相談支援事業等があることや、多くの事業所で0歳6か月以前から通園の対象とするということはこどもの安全を確保できるのか十分留意が必要になるなどの課題があり、0歳6か月から満3歳未満を基本的に想定。
- 本制度を行う事業所について、市町村による指定（認可・確認）の仕組み、市町村による指導監査、勧告等を設けることとする。
また、子ども・子育て支援金制度の創設に伴い、財源の一つとして**子ども・子育て支援納付金を位置づける**。等

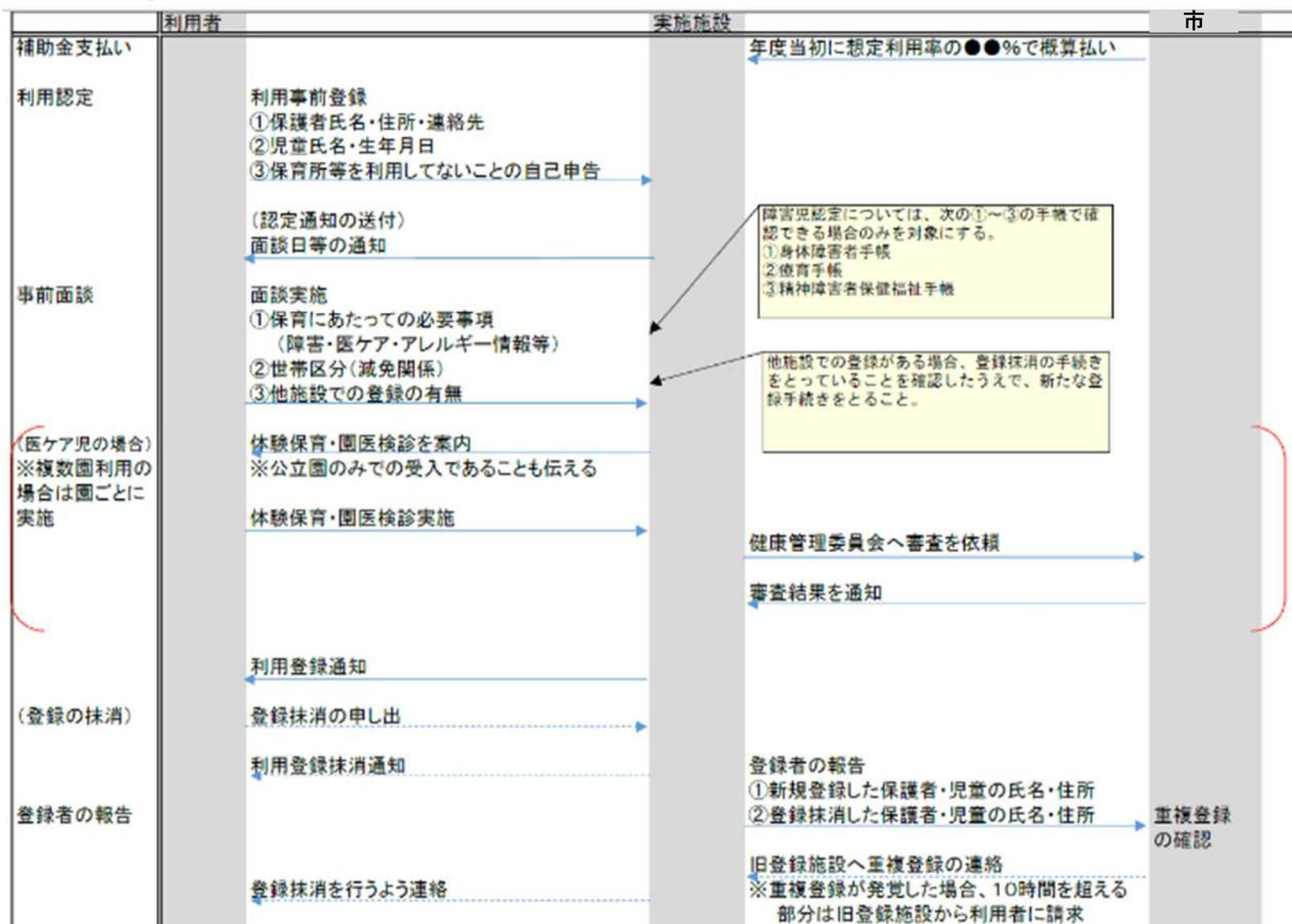
本市実施要綱の概要について①

対象児童	市内在住の保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業、企業主導型保育事業に通園していない0歳6か月から満3歳未満のこども（利用日時点を基準とする。）
利用方法	一人当たり月10時間の利用を限度とし、時間単位で実施（翌月繰越し不可）
実施場所	保育所、認定こども園、小規模保育事業所、家庭的保育事業所、幼稚園、地域子育て支援センター、その他駅前等の利便性の高い場所、空き店舗等
実施方法	<ul style="list-style-type: none">・一般型（在園児合同）…施設の定員と関わりなく受け入れ、在園児と合同で保育を行う。 職員配置：0歳児3人、1・2歳児6人につき保育従事者1人配置すること。 保育士1／2以上とし、保育従事者は2人を下回ることはできない。 ただし、在園児との合同により、一体的に事業を実施する場合、保育士1人で処遇できる範囲内において保育従事者を保育士1人とすることができる。・一般型（専用室独立実施）…施設の定員と関わりなく受け入れ、在園児とは別室で保育を行う。 職員配置：0歳児3人、1・2歳児6人につき保育従事者1人配置すること。 保育士1／2以上とし、保育従事者は2人を下回ることはできない。・余裕活用型…施設の定員に達していない場合に、定員の範囲内で受け入れ、保育を行う。 職員配置：施設ごとの配置基準により、既存施設を利用する施設と当事業の利用児童数を合わせた人数に対する保育従事者を配置すること。

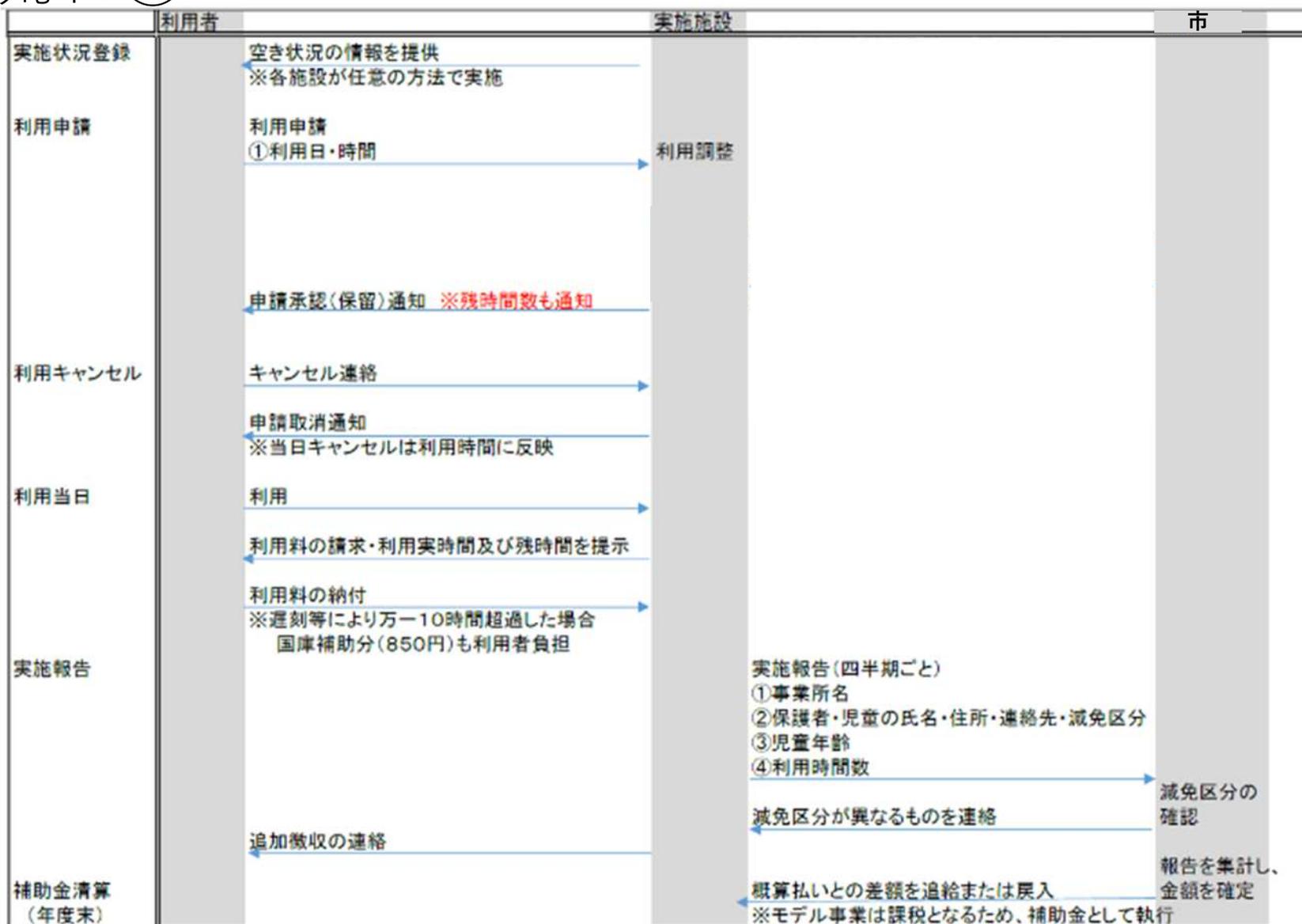
本市実施要綱の概要について②

利用料	一人1時間300円程度とし施設が定める
補助単価	<ul style="list-style-type: none">・ 児童受入分 一人1時間の受け入れにつき850円 ・ 障害児受入分 対象となるこどもを受け入れ職員配置基準に加えて職員を配置した場合 一人1時間の受け入れにつき400円 ・ 利用料減免分 被保護世帯、市民税非課税世帯、年収360万円未満等の利用者負担を減免した場合 一人1時間の受け入れにつき300円（上限） ・ 賃借料補助 1事業所当たり3,066千円 事業実施月数（1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。）が12月に満たない場合には、年額3,066,000円に「事業実施月数÷12」を乗じた額（1円未満切り捨て）を上限とし補助を行う。 令和6年6月24日から事業開始する場合、実施月数が10月となるため、上限額は2,554,999円となります。

事務の流れ①



事務の流れ②



モデルケースについて

事業計画書等を作成する際の参考として
てください。あくまでモデルなので、
定員・実施日・実施時間・職員体制の
設定は、需要や受入体制を鑑み、各事
業実施者の提案により設定してくだ
さい。

モデルケース① 一般型（在園児合同）

定員 : 2歳児のみ5名（利用率80%を想定）
実施日 : 月～土曜日
実施時間 : 9:00～12:00
職員 : 保育士1名（保育所等と一体的に事業を実施）

- 1日あたりの事業収入
3時間×5名×（補助金850円＋利用料300円）×利用率80% = 13,800円
- 年間事業収入（1月の実施日を26日とする）
13,800円×26日×9か月 = 3,229,200円

モデルケース②一般型（専用室独立実施）

定員 : 0歳児2名 1・2歳児5名（利用率70%を想定）
実施日 : 月～金曜日
実施時間 : 9:00～12:00 13:00～16:00
職員 : 保育士1名、その他1名
その他 : 昼食提供を行わない

- 1日あたりの事業収入
 $6時間 \times 7名 \times (補助金850円 + 利用料300円) \times 利用率70\% = 33,810円$
- 年間事業収入（1月の実施日を22日とする）
 $33,810円 \times 22日 \times 9か月 = \underline{6,694,380円}$

モデルケース③ 余裕活用型

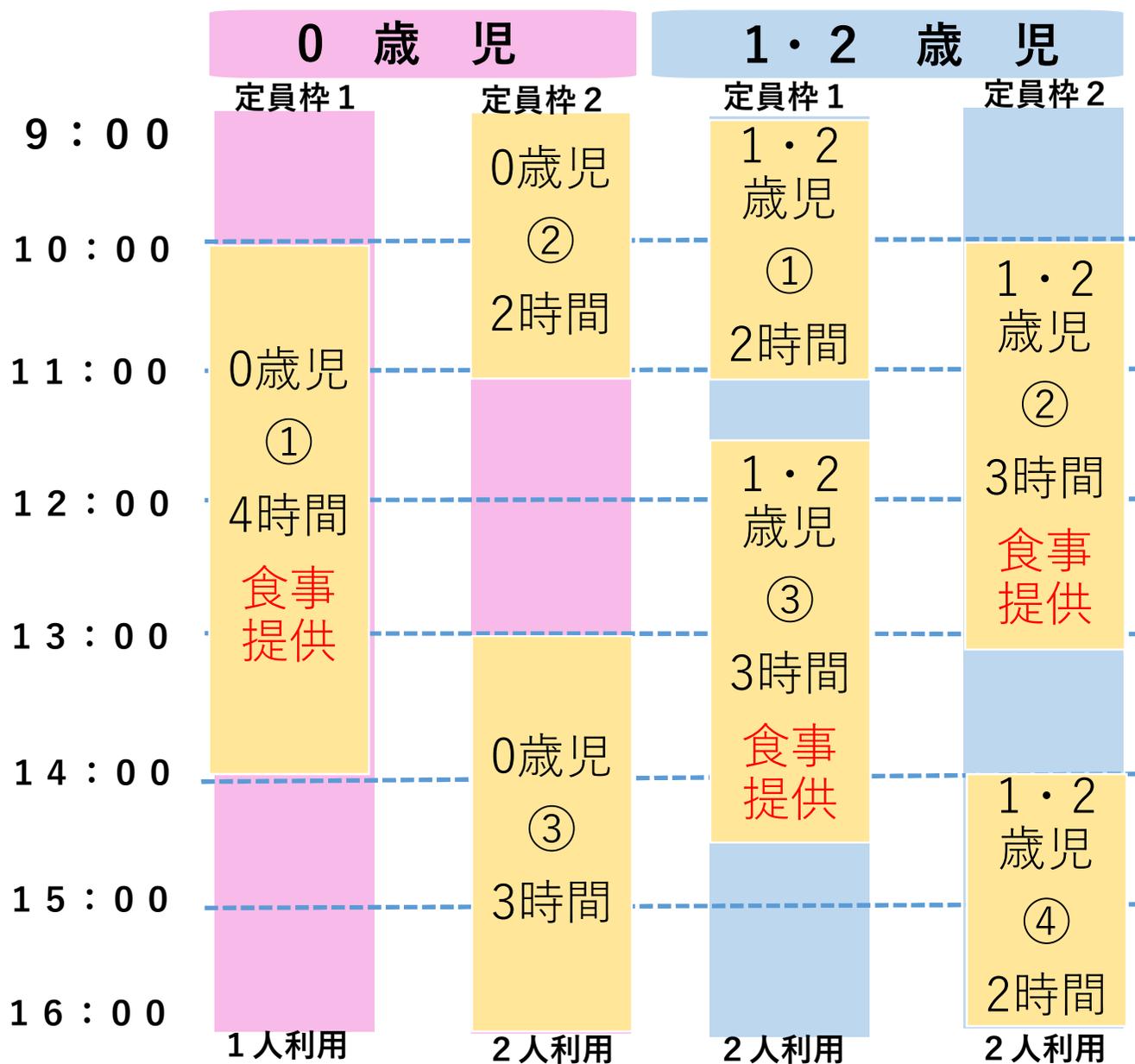
定員 : 0歳児2名 1・2歳児2名 (利用率60%を想定)
実施日 : 月～金曜日
実施時間 : 9:00～16:00
職員 : 既存施設の職員により対応
その他 : ①預かり時間により、昼食の提供を行う
②障害児1人月10時間の受入を実施

- 1日あたりの事業収入
 $7\text{時間} \times 4\text{名} \times (\text{補助金}850\text{円} + \text{利用料}300\text{円}) \times \text{利用率}60\% = 19,320\text{円}$
- 年間事業収入 (1月の実施日を22日とする)
 $19,320\text{円} \times 22\text{日} \times 9\text{か月} = 3,825,360\text{円} \dots \text{①}$
別途障害児受入分 $400\text{円} \times 10\text{時間} \times 9\text{か月} = 36,000\text{円} \dots \text{②}$
① + ② = 3,861,360円

余裕活用型

0歳児2名
1・2歳児2名の
定員数で
預かった場合

既存職員が
クラス内で
で保育



募集・今後のスケジュールについて①

募集概要

募集施設数	21施設程度（各区3施設程度） ※公立・民間合わせて各区3施設（全市で21施設）程度で事業実施することを想定
募集事業者	次に掲げる施設を1年以上（令和5年4月1日時点）運営している法人、任意団体、又は個人を対象とします。 （1） 認可保育所 （2） 幼稚園 （3） 認定こども園 （4） 家庭的保育事業所 （5） 小規模保育事業所 （6） 地域子育て支援センター （7） 認可外保育施設（認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付を受けていること） （8） その他市長が適当と認める施設
定員・実施日時 利用料	事業者からの提案による 利用料は300円程度とし事業者からの提案による
受入年齢	0歳6か月～満3歳未満の範囲内で事業者からの提案による

募集・今後のスケジュールについて②

スケジュール

募集開始・質問開始	令和6年3月22日（金）
オンライン説明会	令和6年3月29日（金） ←本日
質問締切	令和6年4月5日（金）
質問回答	令和6年4月10日（水） ※予定
募集締切	令和6年4月16日（火）
審査	令和6年4月25日（木） ※予定
事業実施者決定	令和6年4月下旬 ※予定
補助交付決定	令和6年5月中 ※予定
事業実施者と川崎市による最終調整	令和6年5月～6月中
事業開始	令和6年6月24日（月） ※予定

ご清聴ありがとうございました。

ご質問等については、募集要項にご案内のとおり、LOGOフォームでご質問ください。

川崎市こども未来局